

令和2年度 第4回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	令和3年2月16日 沖縄県土地開発公社5階会議室	
出席者氏名	島袋秀勝 川崎和治 三刀屋淳 上原道子 武元奈美 友利清和	
審議対象期間	令和2年8月1日 ~ 令和2年11月30日	
再苦情処理件数	件数 0件	
入札審議内容及び件数	建設工事	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務
	総件数 332件	総件数 120件
①一般競争入札	166件	12件
②総合評価	76件	21件
③指名競争入札	59件	81件
④随意契約	31件	6件
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり (総質問件数 12件) ※当日の審議において、案件⑥「県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その1)」に係る質疑については、既存資料で委員が納得できる十分な説明が出来なかったことから、書面により継続して審議を行った。	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	
その他の意見	特になし	

※抽出案件:別紙参照

(資料3)

令和2年度第4回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会
抽出事案一覧表

	工事名	工事種別	入札方式	入札(開札)日	入札(見積)参加者数	予定価格(税込・円)	調査基準価格・最低制限価格(税込・円)	落札価格(税込・円)	落札者	落札率(%)	担当部署
①	宜野湾浄化センター第3系3/4水処理施設電気設備工事E20	電気工事	一般競争入札	R2.10.29	1	621,885,000	601,691,115	617,100,000	三菱電機(株)・福山商事(株)特定建設工事共同企業体	99.2	土木建築部 下水道課
②	陽明高校校舎改築工事(スタンド解体・杭工事)	建築一式工事	一般競争入札	R2.10.14	19	426,030,000	407,325,397	409,090,000	三善建設(株)・(株)新栄組特定建設工事共同企業体	96.0	土木建築部 施設建築課
③	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その4)	土木一式工事	総合評価方式	R2.8.4	8	2,094,323,000	1,976,169,851	1,978,900,000	川田・仲本・大豊特定建設工事共同企業体	94.4	土木建築部 港湾課
④	高度衛生管理型荷捌施設新築工事(建築2工区)	建築一式工事	総合評価方式	R2.10.26	9	1,162,700,000	1,113,584,506	1,120,768,000	(株)仲本工業・(株)野原建設・米元建設工業(株)特定建設工事共同企業体	96.3	土木建築部 施設建築課
⑤	円覚寺跡三門復元整備工事	石工事	指名競争入札	R2.11.12	3	22,143,000	19,509,372	21,670,000	琉幸建設(株)	97.8	教育庁 文化財課
⑥	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その1)	とび、土工、コンクリート工事	随意契約	R2.10.23	1	140,517,797	—	140,514,000	コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)特定建設工事共同企業体	99.9	土木建築部 中部土木事務所

	業務名	業務種別	入札方式	入札(開札)日	入札(見積)参加者数	予定価格(税込・円)	調査基準価格・最低制限価格(税込・円)	落札価格(税込・円)	落札者	落札率(%)	担当部署
⑦	南・北大東空港滑走路端安全区域実施設計業務委託(R2-1)	土木関係コンサル	一般競争入札	R2.10.29	1	52,844,000	41,970,624	44,979,000	(株)岩下建技コンサルタント	85.1	土木建築部 南部土木事務所

※ 今回の抽出事案件数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、案件数を絞り込み7件とした

別紙

令和2年度第4回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

※当日の審議において、案件⑥「県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（桁製作設備損料その1）」は既存資料で説明が十分出来なかったことから、書面により継続して審議を行った。

当日の質疑回答：Q1～Q6

後日の書面による質疑回答：Q7～Q12

意見・質問	回答
<p>Q1 案件⑤「円覚寺跡三門復元整備工事」について。指名業者数5者であるが、この5者以外でも請け負うことができる業者はあったのか。</p>	<p>A1 指名した5者以外の業者は類似した事業の実績がないことから、指名していない。</p>
<p>Q2 案件②「陽明高校校舎改築工事（スタンド解体・杭工事）」について。 入札結果報告書では最低制限価格未満で失格となっている業者が多いが、予定価格が市場に対して高く設定されていた可能性はないか。</p>	<p>A2 予定価格については、現在ある物価資料その他業者の見積価格を適正に評価した上で設計した結果であると考えている。</p>
<p>Q3 案件④「高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）」について。 総合評価落札方式に関する評価調書において、学識経験者の意見で評価の配点等を決めているが、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所副所長等は学識経験者なのか。</p>	<p>A3 学識経験者は地方自治法で定められた名称で、総合評価の学識経験者として県であれば国の発注事務所の副所長に意見を聴取することが認められている。</p>

Q 4

案件④について。工事が高度衛生管理型荷捌施設であるが、総合評価方式適用予定工事一覧では「水産新市場新築工事」となっている。これは同じものか。

Q 5

案件⑦「南・北大東空港滑走路端安全区域実施設計業務委託（R2-1）」について。

入札参加者が1者で、前回不落のための再発注であるとのことだが、一般競争入札が妥当と考えるのか。指名競争入札にはもっていけないか。

Q 6

案件⑥「県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（桁製作設備損料その1）」について。

これは県が支払うリース料なのではないか。

第三者が持っている資産に対する減価償却費をなぜ県が支払うのか。

Q 7

（以下、A6を受けて）
橋を作る工事が別立てであって、機械の損料を別で随意契約している理由は何か。

A 4

施設の目的をより反映させるため、発注時に名前を変更したもので、同一のものである。「高度衛生管理型荷捌施設」が正式名称である。

A 5

本件は、総合評価落札方式で発注し、その際参加は2者あったが、1者は県内に営業所がないため入札参加資格無し、残り1者は最低制限価格を下回ったため失格となった。今回の再度発注に当たっては参加者を出来るだけ多く募るため一般競争入札に切り替えて発注し、結果的に1者の参加で落札となったものである。

A 6

本件は、桁製作設備に関連する業務であるので、名称としては工事という名称にしている。

別途発注している桁製作に係る工事は、この桁製作設備を使用して桁製作を行うため、県が設備を所有するJVに、工事の期間に係る損料等関係費用を支払い、別途発注する桁製作工事はこの設備を使用して事業を進めている。

橋梁上部工の積算は「土木工事標準積算基準書」（以下「積算基準書」）により算定しており、機械経費は工事毎に損料であるか、賃料であるかが積算基準書で示されている。橋梁上部工の積算では、積算基準書の「橋梁工」において、桁製作工及び架設工の機械経費を損料で積算することとなっている。

A 7

本事業による桁製作は約350個となっており、製作設備の輸送組立から製作完了後の分解撤去まで約4年間の長期間を要する大規模工事である。

通常規模の工事は、1～2年程度の期間で、工事毎に組立から解体までの機械経費（損料）を計上する。

しかし、本事業の規模から、工事毎に設備の組立解体を行うことは合理的でないことから、当初の工事受注者の設備を存置し、以降の桁製作工事でも継続して設備を使用することし、存置する設備に要する損料を損料工事として契約した。

次桁製作工事での設備使用に当たり、工事毎に設備損料を計上した場合、「設備の機能を持続するための点検・整備体制の履行確保」「請負比率が異なる」といった課題が生じることが予想されることから、別途随意契約とした。

Q 8

損料工事及び次桁製作工事の積算

A 8

次桁製作工事では桁製作設備損料に係る費用はないため、当該損料工事との重複計上は無い。

損料工事は、単年度契約を原則とすることから、総供用日数（総存置期間）に要する総損料を算定し、積算基準に基づく間接工事費及び労務費の調整と請負比率による工事価格を契約期間ごとに案分している。

Q 9

当初の発注工事と次桁製作工事とで損料の重複計上がないこと、事業の全体像と、その中で今回の損料工事の費用計上はどのようにしているか示してほしい。

A 9

「県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事 上部工その1～その3」及び今回対象案件となった「桁製作設備損料その1」の費用計上一覧表とそれぞれの設計書内容で重複計上が無いことを説明。

Q10

発注仕様に機械、設備（クレーンなど）が含まれていれば、発注者の資産となるのではないか。今後の工事は管理費用のみになると思われる。当初工事の発注内容を説明してほしい。

A10

当初工事（上部工その1）の契約では、工事目的物である上部工桁が引き渡されて発注者の資産となるものであり、工事目的物（上部工桁）を造るため当初工事期間のみの機械経費として損料積算した機械設備が資産となるものではない。

当初工事の内容は、発注者に引き渡される工事目的物である上部工桁製作と、工事目的物を造るための機械設備の設置、当該工事の使用期間の損料のみとなっている。

Q11

随意契約とした理由で、

A11

課題としては、具体的には「存置した機械設備に精

「設備の機能を持続するための点検・整備体制の履行確保や請負比率が異なるといった課題が生じることが予想される」とは、具体的にどういうことか。

Q12

当初の請負比率で予定価格設定する根拠は何か。

通した所有者以外の管理による不具合の発生や頻度の増」「当初工事と次工事で請負比率が異なることによる設備所有者の不利益」が課題となると考えている。

A12

「上部工その1」特記仕様書において、「本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う」と定めている。

「競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定について」（土技第875号 平成22年11月15日 土木建築部長）に基づくものである。

以上